

神奈川県労働局長登録講習<安衛養1>登録有効期間 2024年3月30日

事業主 殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会  
厚木支部

## 2023年度「安全衛生推進者養成講習会」(1日コース)開催について

「安全衛生推進者養成講習会」を開催いたします。この講習会は「労働安全衛生法・第12条の2」に基づき、**常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において「安全衛生推進者」または「衛生推進者」の選任が義務付けられている**ことから、資格を取得するための法定講習(10時間コースの講習)として開催するものです。つきましては、該当事業場におかれましてはこの機会に多数受講いただきますようご案内申し上げます。

**※参加する事業所の負担を削減するため1日で受講できるようにしました。**  
**※受講当日に身分確認ができる書類が必要です。必ず別紙2を参照ください。**

### 記

1. 日 時 第2回 2024年2月16日(金) 9時15分~20時45分

※受付開始時間 9時05分 ~

2. カリキュラム ※講義時間~休憩時間を除いた10時間

科 目	範 囲	時間
安全管理	安全衛生推進者の役割と職務、安全活動労働災害の原因の調査と再発防止対策	2
危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる処置等	危険性又は有害性等の調査及び結果に基づく処置等	2
作業環境管理又は作業管理	作業環境測定及び作業環境改善、作業方法の改善、労働衛生保護具	2
健康の保持増進対策	健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育	1
安全衛生教育	安全衛生教育の方法、作業標準の作成と周知	1
関係法令	労働安全衛生法及び労働派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	2
合 計		10

3. 場 所 アミューあつぎ 注) ルームナンバーは受講票に記載しています。

4. 受 講 料 会員 受講料 11,470円 テキスト代 1,070円 合計 12,540円

会員外 受講料 11,470円 テキスト代 1,430円 合計 12,900円

※NET 会員割引、会員割引はありません。

5. 申 込 方 法 別紙申込書に所要事項を記入の上、FAX・E-mail 及び NET にてお申込み下さい。

申込先：(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部

FAX：046-259-8997 E-mail：toi\_12@roaneikyo.or.jp

NET 申込み； <http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html>

6. 支 払 方 法 別紙申込書に記載 注) 当日会場でのお支払いは受け付けておりません。

7. 受 講 票

・NET 申込みの方は、申込時に受講票が印刷できます。

・紙ベースの申込みの際は確認後、事務局よりFAXします。

8. 受講上の注意

遅刻・途中退室等により、全講習を修了されなかった方は、修了証を交付されません。

9. そ の 他

・昼食につきましては、各人ご用意願うか、近隣の食堂等をご利用下さい。

・講習会場には駐車場はありません、公共交通機関をご利用ください。

・キャンセルは開講日の4日前までをお願い致します。以降は受講料の返金は出来ませんのでご了承ください。

本講習会修了者の名簿を行政に提出する必要がありますので、予めご了承ください。

以上

\*本件に関するお問い合わせ先

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 厚木支部 事務局まで TEL046-259-8118

## 「安全衛生推進者養成講習会」受講申込書

<<申込先>> (公社) 神奈川労務安全衛生協会 厚木支部 FAX : 046-259-8997      E-mail : toi_12@roaneikyo.or.jp	
*お申込みについて ・先着順に受付し、期限内でも定員になり次第締め切ります。  *受講者の変更について ・受講者を変更する場合は、速やかにご連絡下さい。 ・当日の受講者変更はご遠慮願います。	<input type="checkbox"/> 第2回 2024年2月16日(金) *お申込・お支払い期限 2月9日(金)迄  <b>キャンセルのお申し出は開講日の4日前までに          お願いいたします。          以降のご返金は出来ませんので、ご了解ください。</b>
<b>※受講票</b> 申込書の確認が出来次第、 <b>受講票(会場案内図記載)</b> をFAXします。	

### ☆申込み事業所

事業所名		会員番号					
所在地	〒						
TEL		FAX					
ご担当者名		所属部署名					

### ☆受講者

(フリガナ) 受講者氏名	生年月日(西暦)	受講者の現住所
( )	年 月 日	〒
( )	年 月 日	〒
( )	年 月 日	〒

\*外国籍の場合は「外国人登録証の写し」を一緒にFAXしていただきますようお願いいたします。

支払方法他(該当番号に○をして下さい)

1. 銀行振込(振込手数料は貴社でご負担願います) \_\_\_\_月 \_\_\_\_日振込予定  
 振込先銀行名に✓を入れて下さい。□座名義(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部  
     □横浜銀行厚木支店(普)239990  
     □スルガ銀行厚木支店(普)358494
2. 請求書が必要(ご担当者様宛に郵送します)
3. 銀行振込で領収書が必要(入金確認後、ご担当者様宛に郵送します)
4. 支払期限に間に合わない場合 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 支払予定(支払予定日を記入してください)

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては当支部が責任を持って管理し、本講習会の的確な実施にのみ利用させていただきます。

**重 要**

事業者並びに技能講習受講者の皆様へ

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

## 技能講習修了証記載事項の「本籍地」廃止について

日頃より当協会にて労働安全衛生法に基づく技能講習（作業主任者含む）を受講いただき誠にありがとうございます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 基発 0310 第1号が平成29年3月10日付けで発令されました。

従来、労働安全衛生法に基づき免許試験受験の申請書、技能講習受講の申込書や帳簿等には本籍地（都道府県名）の記載が義務づけられておりましたが、本籍地確認のための住民票等の公的書類の準備等、申請者の負担を軽減するため、画一的に本籍地の記載を求めることは不要とすることとし、免許試験受験申請書等から本籍地欄を削除する等、所要の改正がなされることとなりました。

昨年よりこれまで本籍地記載の公的書類をご準備いただく等、ご協力をいただいておりますが、この法改正に伴い平成29年4月1日以降、公的書類による「本籍地（都道府県名のみ）」の確認を廃止させていただきます。

なお、平成29年4月1日以降の技能講習修了証に記載する「氏名・生年月日」の確認につきましては、受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等（下記例示）をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。

### 記

#### 1. 本人確認可能な証明書等

- ①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）
- ②住民基本台帳（住基カード）、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本（謄本）
- ③健康保険被保険者証（健康保険証）
- ④パスポート（旅券）
- ⑤学生証、卒業証明書
- ⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- ⑦平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
- ⑧                                 "                                 再交付技能講習修了証

#### 2. 実施時期

平成29年4月1日より

#### 3. 個人情報保護について

ご提示いただきました個人情報は、技能講習修了証発行業務にのみ利用させていただきます。

以 上

## 安全衛生推進者養成講習時間割

会場：厚木市中町2丁目12-15

アミューあつぎ

教材：安全衛生推進者必携テキスト（中央労働災害防止協会編）およびコピー配布資料

時 間	科 目 等	範 囲	担当講師等
9:00～9:10	受 付		厚木支部 事務局
9:10～9:15	開講 挨拶 オリエンテーション（講習会の説明、講師紹介）		
9:15～11:15	第1章 安全管理 (120分)	1. 安全衛生推進者の役割と職務 2. 安全衛生活動 3. 労働災害の原因の調査と 再発防止対策	厚木支部 専任講師
11:15～11:20	休憩（5分）		
11:20～12:20	第4章 健康の 保持増進 (60分)	1. 健康診断 2. 健康の保持増進 3. 快適職場づくり・労働生理 4. 労働衛生統計・救急処置	厚木支部 専任講師
12:20～13:10	昼 食 ・ 休 憩（50分）		
13:10～14:10	第5章 安全衛生教育 (60分)	1. 安全衛生教育の方法 2. 実施計画の具体化 3. 作業標準の周知	厚木支部 専任講師
14:10～14:20	休憩（10分）		
14:20～16:20	第3章 作業環境管理と 作業管理 (120分)	1. 衛生点検の実施 2. 作業環境測定 3. 作業環境改善 4. 作業方法の改善と労働衛生保護具	厚木支部 専任講師
16:20～16:30	休憩（10分）		
16:30～18:30	第6章 関係法令 (120分)	1. 労働安全衛生法の概要 2. 労働者派遣法の概要 3. 個別事項	厚木支部 専任講師
18:30～18:40	休憩（10分）		
18:40～20:45	第2章 危険性または有害性等の 調査およびその結果に基 づき講ずる措置等 (120分) (途中、休憩あり)	1. リスクアセスメントと リスク低減措置 2. 機械設備、職場環境の安全化 3. 作業の安全化 4. 労働安全衛生マネジメントシステム の導入	厚木支部 専任講師